

東日本大震災復旧等緊急保証のご案内

林業者・木材産業者の皆様が、東日本大震災での被害の復旧などに取り組むために、債務保証を受けることができる資金が、さらに1年延長されることとなりました。

なお、令和3年度以降、ご利用対象者が、福島県内に事業所・事業拠点がある者に限定されましたので、ご注意ください。

ご利用対象者	<p>【復旧・復興に係る資金の場合】 原発事故に係る警戒区域等(※)の公示の際に、当該区域内に事業所・事業拠点を有していた方。</p> <p>【資金繰り安定化に係る資金の場合】 福島県内に事業所を有し、原発事故の影響により、保証申込みまでの3か年の年間売上高平均が震災前の3か年の年間売上高平均に満たない方。</p> <p>※ 警戒区域等：警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域を指す。</p>
保証限度額	2億円
資金使途	<ul style="list-style-type: none">東日本大震災に伴う原発事故による災害の影響を受けている林業者・木材産業者の復旧・復興のために必要な運転資金・設備資金東日本大震災に伴う原発事故による災害の影響を受けている林業者・木材産業者の資金繰り安定化のために必要な運転資金
保証期間	運転資金・設備資金ともに15年以内（返済据置期間2年以内）
返済方法	一括返済または分割返済
保証料	令和5年度の保証料については、 免除 となります。
貸付利率	金融機関所定の利率
貸付方式	手形貸付／証書貸付
保証人	実質無保証人 （同一経営の範囲内の保証人のみ徴求）
担保	実質無担保 （融資対象物件担保のみ徴求）
出資金	本資金に限り、新規の保証利用者は保証額に関わらず1万円、既に出資を有している保証利用者は追加出資不要です。
申込受付期間	令和6年3月31日まで
ご相談窓口	独立行政法人農林漁業信用基金 林業信用保証管理部 〒105-6228 東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズMORIタワー 28階 電話 03-3434-7825 URL： https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/shien/index.html 又は 

※融資及び保証については一定の審査をさせていただきます。